

三好市の 集落支援包括事業

市内には、人口減少と高齢化の進行により、地域におけるコミュニティ機能の維持が困難な自治会や集落が増加しつつあります。三好市では、これらの課題を克服し、住みよい集落環境づくりに向けて、それぞれの地域で行われる取組みを支援するため「三好市集落支援包括事業」を実施しています。今年度からは、有害鳥獣対策の緩衝地帯整備事業において、対象地域を拡大したほか、「三好市道路の維持管理」事業を新たに追加して実施しています。



補助事業名	補助対象経費	補助対象事業者	補助率など	担当課
食料品や日用品などを提供する ために行う事業	市内の買い物が困難な地域において、日常生活物資の移動販売や配達を行う事業者の移動販売・配達車にかかる車検費用（車両整備費は除く）	移動販売・配達事業者で、地域の見守り活動を行える方	法定費用および車検代行料の全額	企画調整課 ☎ 72-7607
	市内の買い物が困難な地域において、日常生活物資の移動販売を行う事業者または新たに移動販売を行おうとする事業者の移動販売車両の購入にかかる経費	三好市内の移動販売事業者で、移動販売および地域の見守り活動を5年以上継続して行える方	車両本体価格の1/3（上限100万円）	
生活用水の確保	シルバー人材センターに依頼し、水源地の清掃、確認作業および簡易な修繕に要した経費（材料費は除く）	市の給水区域外の個人および団体	1/2 (1回につき5,000円、1世帯につき年間4回まで)	水道課 ☎ 72-7626
有害鳥獣対策	【鳥獣害防止緩衝地帯整備事業】 集落内にある耕作放棄地に対し、緩衝地帯を維持整備するための伐採・草刈りなどに要する経費	自治会など	10a当り年間3,000円 (上限100,000円)	農業振興課 ☎ 72-7617
	【侵入防護柵整備事業】 農作物などを防護するための侵入防護柵などの設置に要する経費	自治会など	4/10以内	
道路などの維持管理に関する事業	【三好市小規模道路（私道）整備事業】 公道から住家までの私道などの開設・改良・舗装に要する経費	個人	1/2以内 (工事内容により上限あり)	工務課 ☎ 72-7623
	【三好市道路の維持管理事業】 三好市内の市道・農林道において実施する道路除草作業に要する経費	自治会、各種団体など	1mあたり10円 (同一路線は年1回まで)	管理課 ☎ 72-7681
②集落維持活性化推進事業	修繕に要する経費（付帯設備の修繕や軽微な工事などは除く）	集会施設を管理する自治会など	2/3以内 (上限200万円)	管財課 ☎ 72-7635
	新築に要する経費	集会施設を管理する自治会など	1/2以内 (上限500万円)	

※有害鳥獣対策の侵入防護柵については、1戸からでも補助の対象となりますが、各個人で補助申請を行うのではなく、自治会（集落）単位で申請を行ってください。
※詳しくは、担当課及び総合支所窓口にて配布しているパンフレットをご覧ください。

お問い合わせ先 **企画調整課（電話 72-7607）** または **担当課**

森林の土地を取得したとき届出が必要です

■新しい制度が4月から始まりました。

個人か法人かによらず、売買契約のほか、相続、贈与、法人の合併などにより、森林の土地を新たに取得した場合に、事後の届出として森林の土地の所有者届出が必要です。

面積の基準はありませんので、面積が小さくても届出の対象となります。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出した場合には、森林の土地の所有者届出は不要です。

届出は、所有者となった日から90日以内に、取得した土地がある市町村の長に行います。



ご存知ですか？森林の伐採には届出が必要です

森林所有者となった方は、立木の伐採をしようとする場合は、伐採を始める90日から30日前までに「伐採および伐採後の造林の届出書」の提出が必要です。

林業技術研修 参加者募集します

これからの山づくりは木材利用を中心とした森林整備となり、森林環境保全直接支援事業が本格実施されます。その取り組みの中の森林整備に携わる人材育成として、徳島県林業研究所が実施する研修会の参加者を募集します。（研修場所は森林林業研修所、ただし刈払機作業安全衛生教育・伐木など特別教育は除く）

各研修開始の1か月前までに、三好市林業振興課へご連絡ください。

研修区分	研修手数料	日程	概要
林内作業車集材作業安全教育	2,000円	6月22日	林内作業車の運転および集材業務（道路上を走行させる運転を除く）
第1回機械集材装置運転特別教育	3,000円	7月5日～6日	機械集材装置（集材機）および運材索道の運転業務
車両系建設機械（整地・運搬・積込み用および掘削用）運転技能講習	13,000円	9月6日～7日 9月11日～14日	機体重量が3t以上の建設機械（パワーショベル、トラクターショベルなど）の不特定な場所での運転業務（道路上を走行させる運転を除く）
フォークリフト運転技能講習	8,000円	9月27～28日 10月2日～5日	積荷の最大荷重が1t以上のフォークリフトの運転業務（道路上を走行させる運転を除く）
玉掛け技能講習	9,000円	10月16日～19日	制限荷重1t以上の揚荷装置または吊り上げ荷重が1t以上のクレーン、移動式クレーンもしくはデリックの玉掛けの業務
第2回機械集材装置運転特別教育	3,000円	11月1日～2日	機械集材装置（集材機）および運材索道の運転業務
小型移動式クレーン運転技能講習	5,000円	11月7日～9日	吊り上げ荷重が1t以上5t未満の移動式クレーンの運転業務（道路上を走行する運転を除く）
はい作業主任者技能講習	2,000円	平成25年1月24日～25日	高さ2m以上のはいはい付けまたははいくずしの作業の現場には、はい作業主任者を置かなければならない（荷役機械の運転ものにのみよって行うものを除く）
刈払機作業安全衛生教育	要問合せ	平成24年7月上旬	刈払機を用いて行う下草刈りおよび雑木除伐の業務
伐木など特別教育	要問合せ	8月上旬（徳島市） 8月下旬（美馬市）	チェーンソーを用いて行う伐木、かかり木の処理、造材、手鋸による大径木の処理などの業務

お問い合わせ先 **林業振興課（電話 72-7618）**

馬路さくらまつり

藪下敬太

やってみなくちゃ分からない 上條 由紀子



協力隊就任後、初の三好市の春を感じております。着々と夏に向けて暖かくなり春の心地良い気候が素晴らしいです。さて自身の協力隊の活動といたしましては、3月に行われた馬路さくら祭りの実行委員会に入り、司会をさせて頂きました。馬路の方々、お祭りを盛り上げるために、去年にはなかったイベントを沢山企画され、その会議を夜遅くまでずつと行われており、「馬路さくら

祭り」に対する思いや、馬路を盛り上げたいという気持ちを皆様で共有されている素晴らしい地区だと感じました。今まではお祭りを外からしか楽しんだことしかなくて、今回初めて内部に入る事でその地区の方との交流や、会話を通して本当に素晴らしいお祭りに参加できたと実感しております。私の司会はともお粗末なものではありませんが、それでも馬路の方のフォローや優しさでお祭りは大盛況を収めました。一つ一つのイベントには設営・企画・運営・事務など様々な苦勞があり、その苦勞があるからこそ、そのイベントには思い入れや気持ち伝わってきます。私の協力隊の活動のメインである、イベントの企画も一つ一つ大事にしていきたいと思いましたが、今後とも馬路さくらまつりのように繋がれた人たちとの関係性を大事にしていこうと思えました。

山に咲く桜や新緑の美しさを、三好に暮らすまで知らずいたことを、大変残念に思う今日この頃。大きなくくりで私の活動テーマは語学・食・エネルギーですが、「何事もやってみなくちゃ分からない」。語学面では、国際的な感覚を身につけるお手伝いならお役に立てるかも？と、1月からフランス語指導、4月から英語保育の仕事を始めました。そして5月、日本の伝統・誇りである古民家に転居し、台湾の生徒さんの体験学習を受け入れます。初めて、しかも海外から、さすがに緊張しますが、盛んな国際交流は、私が三好に移住を決めた大きな理由です。食の面では、三好の固定種や農事暦を学びながら、自然農法の家庭菜園をする一方、9月22日(土)に、日本の伝統食「おむすび」を作ることで、世界的に活動され、NHKにも出演さ



※英仏会話指導、その他お問い合わせはEメール neige344@gmail.com または地域振興課 (72-7649)



三好市まちづくり基本条例を紹介します

平成24年10月1日から三好市まちづくり基本条例が施行されます。まちづくり基本条例は、前文から第7章までで構成されていますが、今回は「前文」「第1章総則」についてご紹介したいと思います。

まちづくり基本条例前文

わたしたちのまち三好市は、平成18年3月三野町・井川町・池田町・山城町・西祖谷山村・東祖谷山村が合併し誕生しました。三好市は、吉野川を懐に抱き、四国山地、阿讃山脈に囲まれ、四国一広大な面積を有し、四国の中央に位置しています。また、古(いにしえ)から交通の要衝であり、県西部の社会、経済、文化、観光の中心として発展してきました。わたしたちのまちには、西日本第二の高峰剣山、祖谷溪、大歩危峡、黒沢湿原、腕山、龍頭・金剛の滝など豊かな自然、平家落人伝説、落合集落、祖谷のかずら橋、うだつの町並みなど先人から受け継いだ歴史的文化遺産や美しい景観があります。わたしたちは、これらを誇りとして、未来を担う子どもたちへと引継ぎ「ここに住んでよかった」、訪れた人が「また来たい」「ここに住みたい」と思える「自然が生き生き・人が輝く交流のまち」の実現を目指します。ここにわたしたちは「市民役のまちづくり」を目指して、市民・議会・市長等が、それぞれの役割と責務を認識し、一人ひとりが互いに力を合わせ、自らの創意工夫により住みよい活力のあるまちづくりを進めるために、この条例を制定します。

Q「前文」って何？
A三好市まちづくり基本条例には、他の条例と違い「前文」が備えられていることが特徴として挙げられます。「前文」とは、その条例の制定趣旨や基本原則などを記す前書きです。三好市まちづくり基本条例の「前文」は市民委員の手によって起草され、豊かな自然・歴史的遺産や美しい景観を守り、次代に継承していくべきことや、

みんなが力を合わせて安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていく決意がこめられたものとなっていて、市民憲章的な意味合いも持っています。
Q「まちづくり」よく耳にするけれど・・・
Aここでいう「まちづくり」とは、市民が安全で安心して暮らせる生活環境を守り、よりいつそう住みよいまちにしていくための様々な活動のことをい

い、「市民参加」、「協働」、「共助」という3つの柱を定めてまちづくりに取り組むことです。
■「市民参加」とは市の政策形成や意思決定に市民が参加することを意味します。
■「協働」とは市民と市が協力・連携してまちづくりに取り組むことです。
■「共助」とは、市民同士の助け合いを意味しています。

Q「まちづくり基本条例」はどういった目的を持っているの？
Aまちづくりの基本的な考え方と基本的な決めごと、市民、議会、市長等の役割・責任・義務を明らかにし「誰が為政者となっても狂わないルール」を定めておくことがこの条例の目的です。本来条例には、上位、下位の区別はありませんが、まちづくり基本条例は市の基本となる条例として、他の条例は最大限この条例を尊重しなければならぬと位置づけています。

来月号では「第2章 市民」について紹介していきたいと思

お問い合わせ先
三好市 企画調整課
電話 72-7607・ファックス 72-7202
kikakuchousei@city.tokushima-miyoshi.lg.jp



詳しい内容は、三好市ホームページで公開中です。ぜひご覧ください。
◀ QRコードからアクセスできます